

## 宿泊施設の客室でのビデオ・オン・デマンド（VOD）

### 対象となる利用方法

ホテル、旅館等の宿泊施設の客室でビデオ・オン・デマンド（VOD）サービスを提供するために、宿泊施設へ映画等のコンテンツを送信（サーバへの蓄積を含む）し、これらを宿泊施設の客室で再生することに伴い、JASRACが管理する著作物を利用する対象となります。

### 手続きと使用料

宿泊施設の客室でのVODサービスにおいてJASRACが管理する著作物を利用する場合は、以下の手続きが必要です。



AとBの手続きは、（1）対象の利用ごとに個別に契約する方法（個別契約）か、（2）VOD事業者がAに合わせてBについても宿泊施設に代わって手続き、使用料の支払いを行う方法（元栓契約）、いずれかの方法から選択でき、使用料はそれぞれ下表のとおりです。

#### （1）VOD事業者と宿泊施設が、それぞれの利用について手続き、使用料の支払いを行う場合

種類	対象の利用		JASRACとの契約者	使用料
個別 契約	A	宿泊施設への送信等	VOD事業者	営業収入の1.5%
	B	宿泊施設の客室での再生	宿泊施設	営業収入の1%

Aの使用料について、営業収入の1.5%によらない場合、1曲1回の利用に係る使用料は[使用料規定第2節放送等5「年間の包括的利用許諾契約によらない場合」](#)を適用します。

Bの使用料について、営業収入の1%により難しい場合、受像機1台あたり月額100円とします。

【資料】使用料規程第1節演奏等(ビデオグラムの上映)

(2) VOD事業者が、A とあわせて、B についても宿泊施設に代わって手続き、使用料の支払いを行う場合

種類	対象の利用		JASRACとの契約者	使用料
元栓 契約	A	宿泊施設への送信等	VOD事業者	営業収入の2.3%
	B	宿泊施設の客室での再生		

※営業収入 = 管理著作物の利用に係る視聴料等の収入

### 元栓契約をしているVOD事業者一覧（五十音順） ※2024年12月現在

- ・[アイ・ピー・アイ 株式会社](#)
- ・[株式会社 USEN-ALMEX](#)
- ・[株式会社 イメージスタジオ・イチマルキュウ](#)
- ・[クロスバリュー 株式会社](#)
- ・[株式会社 ケイティーエス](#)
- ・[ソリューションアライブ 株式会社](#)
- ・[株式会社 ネットシスジャパン](#)
- ・[株式会社パレット](#)（代理店：[株式会社サクシード](#)）
- ・[フォーラム フロンティア ネットワーク 株式会社](#)
- ・[ブリッジ・モーション・トゥモロー 株式会社](#)
- ・[株式会社 ホクヨーリード](#)

上記に記載のない事業者が提供するVODサービスを利用されている場合、宿泊施設が個別にBの手続きを行い、使用料をお支払いいただく必要があります。

#### お問い合わせ

VOD事業者の方はJASRAC演奏部へご連絡ください。

TEL : 03-3481-2167（平日9:30～17:30） FAX : 03-3481-2152

## 9 ビデオグラムの上映

ビデオグラムにより著作物を上映する場合の使用料は、本節4乃至8の規定に定めるほか、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

## (1) 電気通信設備を用いて行う上映

CCTV（閉回路テレビ）等電気通信設備を用いて著作物を上映する場合の使用料は、次のとおりとする。

- ① (ア) 旅館、ホテルなどの宿泊施設において著作物を利用する場合の年額使用料は、前年度における営業収入（利用料、広告料など当該設備の利用に伴う収入（消費税額を含まないもの）をいう。）に $\frac{1}{100}$ を乗じて得た額とする。  
(イ) (ア)により難い場合の使用料は、受像機1台あたり月額100円とする。
- ② 百貨店、博覧会場など①以外の施設において著作物を利用する場合の使用料は、受像機1台あたり月額2,000円とする。

## (2) その他の上映

(1)以外の場合の上映使用料は、第3節映画2上映(1)の規定に定める使用料を適用する。

## (ビデオグラムの上映の備考)

- ① ビデオグラムとは、第7節ビデオグラム録音の規定により著作物を録音したものをいう。
- ② (1)①(ア)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ③ (1)②の規定において、同一上映場所に多数の受像機があるなど特別の事情がある場合の使用料は、(1)②の規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。
- ④ (2)の規定で準用する第3節映画2上映(1)の規定に定める使用料の適用に当たっては、次のとおりとする。
  - (ア) 入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、同表中の「300円以上」の場合の使用料と「300円未満」の場合の使用料の差額を加算して得た額とする。
  - (イ) 上映場所に定員数のない場合は、その定員を「500名未満」とみなす。  
また上映場所に入場料がない場合は、その入場料を「150円未満」とみなす。

- ⑤ (2)の場合の上映で、かつ、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、(2)の規定を適用して算出した月間使用料の範囲内で、月間の上映回数、上映の態様など利用状況等を参酌して定める。